

財 務 省

1. 燃料価格高騰対策について

軽油価格については、ロシアによるウクライナ侵攻や中東における紛争および石油輸出国機構（OPEC）とロシアなど非加盟国による減産調整などから、高止まりにあるとともに、日本政府のガソリンに対する補助金も段階的に縮小されている。加えて、燃油費高騰以外にも物価上昇等に対して、経済的ダメージを受けている事業者の負担軽減のために、燃料価格高騰時の燃料課税停止措置（トリガー条項）の発動に向け、「揮発油税および地方揮発油税の特例税率の適用停止制度」の適用停止を解除されたい。

【回答】

いわゆる「トリガー条項」については、令和4年・6年に自民・公明・国民民主の3党の検討チームで議論が行われ、

- ・ 補助金と異なり、重油・灯油には対応できない
- ・ ガソリンスタンド等の事務負担が大きい
- ・ 日々変動するガソリン価格の動向に機動的に対応できない

等の様々な課題が指摘されて、現在まで、解決策を見出すには至っていないと認識しており、その凍結解除に当たっては、まずはこれらの課題が解決される必要があると考えております。

2. 柔軟な働き方について

二拠点居住によるリモートワーク等を雇用の維持や柔軟な働き方の選択肢として活用を図るため、高速鉄道や航空機による長距離通勤に必要な通勤費用に係る制度の改訂（通勤手当の非課税免除額の引き上げ）に向けた措置を講じられたい。

【回答】 回答なし